

飼い主の
いない猫の
飼いなさい

不妊・去勢 手術費を補助します

高知市では予算の範囲内で、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の一部を補助します。望まれない繁殖により殺処分される命を減らすために、ぜひこの制度をご利用ください。

利用条件

本市に住民登録があって、**市内の飼い主のいない猫を世話**しており、**【裏面】の利用条件に同意**される方。

補助金額

不妊手術 6,000円

去勢手術 4,000円

手術実施 及び 受付期間

令和7年**4月1日(火)**～令和8年**3月31日(火)**

この期間内でも予算がなくなり次第、受付終了となります。予算の状況については、ホームページまたはお電話でご確認ください。

※この期間以外の手術及び申請は受付できませんのでご注意ください。

補助金 申請方法

「補助金交付申請兼請求書」に記入し、手術費領収書、振り込み先のわかるもの（通帳のコピー等）を添えて高知市保健所までお持ちください。（郵送可）

※窓口での受付時間は8:30～17:15です。
(12:00～13:00は昼休みです)

※郵送での受付は令和8年3月31日(火)必着。

申請書類は生活食品課で配布の他に、生活食品課のホームページからもダウンロードできます。



注意事項

- 申請書に印鑑は不要です。
- 必ず **領収印のある手術費の領収書(原本)** を添えてください。
レシート・明細書のみでは受付できません。

- 手術費の支払者(領収書の宛名)
- 補助金の申請書
- 振込口座の名義人

※同一人に限ります

耳カットは
必ず必要です



利用条件

補助制度を利用される方は、下記の条件に同意の上、申請してください。

- 耳カット等、猫に不妊去勢手術済みであることが分かる識別措置を講じること（必ず病院に申し出てください）※耳カット等を行っていない場合は受付できません。
- トイレと餌の適正な管理等、周辺環境の美化を図ること
- 近隣住民の理解を得るよう努めること

手続きの流れ



申請者

補助を受けようとする猫に不妊・去勢手術を実施

動物病院

【領収書・明細書】

不妊・去勢手術と耳カット等を行ったことを記載
動物病院の領収印が必要



申請者

保健所への申請(窓口・郵送)

※窓口の受付時間は 8:30~17:15 です。(12:00~13:00 は昼休みです)

申請に必要な書類

- 補助金交付申請兼請求書
- 手術費領収書(原本)
- 振り込み先のわかるもの(通帳のコピー等)

※郵送での受付は、令和8年3月31日(火)必着



保健所

申請の受付、審査、交付決定通知書の送付



保健所

ご指定の口座へ補助金の振込

(交付決定から1カ月程度かかります)

申請書に印鑑は不要です
書き間違えた場合は、新たに書き直してください

訂正する場合

- 1 訂正箇所に二重線を引く
- 2 その上に正しい文言を記載する
- 3 その隣にフルネームで小さく署名する

(例)申請者：猫田ひかる

南 猫田ひかる
朝倉井町

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番45号
総合あんしんセンター1階 9番窓口
高知市保健所 生活食品課 動物愛護担当
TEL：088-822-0588

